

令和 5 年 度

石川県珠洲市補正予算書

令和 5 年 1 2 月

令和5年度珠洲市補正予算一覧表

(単位：千円)

会 計 名		補 正 前 の 額	補 正 額	計
一 般 会 計		17,188,617	962,538	18,151,155
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	1,739,616	12,000	1,751,616
	介 護 保 険	2,932,044	6,600	2,938,644
	後 期 高 齢 者 医 療	335,160	358	335,518
	賃 貸 住 宅 事 業	25,921	—	25,921
	小 計	5,032,741	18,958	5,051,699
企 業 会 計	病 院 事 業	4,978,605	—	4,978,605
	水 道 事 業	1,214,034	4,000	1,218,034
	下 水 道 事 業	1,770,773	24,003	1,794,776
	小 計	7,963,412	28,003	7,991,415
合 計		30,184,770	1,009,499	31,194,269

一 般 会 計

令和 5 年度珠洲市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度珠洲市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 6 2, 5 3 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8, 1 5 1, 1 5 5 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 環境性能割交付金		12,000	389	12,389
	2 自動車取得税交付金	—	389	389
9 地方特例交付金		2,200	1,021	3,221
	1 地方特例交付金	2,000	1,021	3,021
10 地方交付税		5,886,003	665,891	6,551,894
	1 地方交付税	5,886,003	665,891	6,551,894
12 分担金及び負担金		26,837	1,500	28,337
	1 分担金	5,150	1,500	6,650
13 使用料及び手数料		107,864	13	107,877
	1 使用料	70,594	13	70,607
14 国庫支出金		2,374,592	127,953	2,502,545
	1 国庫負担金	1,053,639	△192,502	861,137
	2 国庫補助金	1,317,860	320,455	1,638,315
15 県支出金		1,206,606	△33,502	1,173,104
	1 県負担金	674,343	6,618	680,961
	2 県補助金	328,084	△39,128	288,956
	3 委託金	204,179	△992	203,187
17 寄附金		170,165	60,000	230,165
	1 寄附金	170,165	60,000	230,165
18 繰入金		3,069,259	161,621	3,230,880
	1 基金繰入金	3,063,484	161,621	3,225,105

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸収入		134, 829	24, 252	159, 081
	4 雑入	128, 198	24, 252	152, 450
21 市債		2, 130, 200	△46, 600	2, 083, 600
	1 市債	2, 130, 200	△46, 600	2, 083, 600
歳 入 合 計		17, 188, 617	962, 538	18, 151, 155

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,132,413	△17,945	2,114,468
	1 総務管理費	1,869,990	△7,710	1,862,280
	3 戸籍住民基本台帳費	79,769	56	79,825
	4 選挙費	42,927	△10,159	32,768
	6 監査委員費	25,695	△132	25,563
3 民生費		3,789,686	11,394	3,801,080
	1 社会福祉費	1,685,816	8,306	1,694,122
	2 児童福祉費	607,787	1,307	609,094
	4 生活困窮自立支援費	3,906	△236	3,670
	5 災害救助費	1,310,262	2,017	1,312,279
4 衛生費		3,644,280	1,029,033	4,673,313
	1 保健衛生費	338,294	5,591	343,885
	2 清掃費	1,001,220	18,826	1,020,046
	5 災害ごみ処理費	1,423,442	1,004,616	2,428,058
6 農林水産業費		417,259	△15,333	401,926
	1 農業費	283,329	△23,943	259,386
	2 林業費	90,489	8,500	98,989
	3 水産業費	29,372	110	29,482
7 商工費		738,538	224,800	963,338
	1 商工費	738,538	224,800	963,338
8 土木費		1,472,292	13,276	1,485,568

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	676,813	△13,288	663,525
	4 港湾費	13,903	9,258	23,161
	5 都市計画費	602,471	17,332	619,803
	6 住宅費	73,462	△26	73,436
9 消防費		604,564	2,000	606,564
	1 消防費	604,564	2,000	606,564
10 教育費		856,571	7,291	863,862
	4 社会教育費	219,775	295	220,070
	5 保健体育費	200,186	6,996	207,182
11 災害復旧費		1,725,459	△291,978	1,433,481
	1 公共土木施設災害復旧費	791,000	△243,000	548,000
	2 農林水産施設災害復旧費	304,000	△79,190	224,810
	3 教育施設災害復旧費	235,000	30,000	265,000
	4 その他施設災害復旧費	395,459	212	395,671
歳 出 合 計		17,188,617	962,538	18,151,155

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	5 災害ごみ処理費	災害ごみ処理事業費	374,683
		全壊家屋等解体撤去事業費	892,217
7 商工費	1 商工費	観光施設維持管理費	75,098
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業費	81,000
	3 河川海岸費	河川整備事業	7,500
	6 住宅費	公営住宅等長寿命化事業費	22,285
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	令和5年災害復旧事業費 (公共土木施設)	135,131
	2 農林水産施設災害復旧費	令和5年災害復旧事業費 (農地・農業用施設)	71,477
		令和5年災害復旧事業費 (林道)	17,910
	3 教育施設災害復旧費	令和5年災害復旧事業費 (社会教育施設)	60,694
		令和5年災害復旧事業費 (体育施設)	33,772
	4 その他施設災害復旧費	令和5年災害復旧事業費 (観光施設)	153,946
		令和5年災害復旧事業費 (住宅施設)	2,882

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
令和5年災害復旧事業費 (港湾施設)	5,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
令和5年災害復旧事業費 (中央霊苑)	2,400			

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般廃棄物処分場整備事業費	467,700	省略	省略	省略	473,900	省略	省略	省略
県営ため池等整備事業費負担金	34,500				9,200			
観光施設維持管理費	106,200				108,500			
陶芸センター管理事業費	16,500				17,500			
道路整備事業費	71,500				64,500			
社会資本整備総合交付金事業費	92,300				88,400			
県営港湾整備事業費負担金	13,700				17,100			
令和5年災害復旧事業費 (公共土木施設)	255,500				228,100			
令和5年災害復旧事業費 (農地・農業用施設)	71,100				40,200			
令和5年災害復旧事業費 (林道)	13,500				13,400			
令和5年災害復旧事業費 (総務施設)	18,500				13,500			

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法
令和5年災害復旧事業費 (観光施設)	27,800	省略			30,500	省略		
令和5年災害復旧事業費 (社会教育施設)	50,000				80,000			

国民健康保険特別会計

令和 5 年度珠洲市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度珠洲市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 7 5 1, 6 1 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		1,321,753	12,000	1,333,753
	1 県補助金	1,321,753	12,000	1,333,753
歳入合計		1,739,616	12,000	1,751,616

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		1,293,177	12,000	1,305,177
	2 高額療養費	168,240	12,000	180,240
歳出合計		1,739,616	12,000	1,751,616

介 護 保 険 特 別 会 計

令和 5 年度珠洲市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度珠洲市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 9 3 8, 6 4 4 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		754,935	3,300	758,235
	2 国庫補助金	293,348	3,300	296,648
7 繰入金		483,017	3,300	486,317
	1 一般会計繰入金	447,663	3,300	450,963
歳入合計		2,932,044	6,600	2,938,644

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		43,197	6,600	49,797
	1 総務管理費	25,103	6,600	31,703
歳出合計		2,932,044	6,600	2,938,644

後期高齢者医療特別会計

令和 5 年度珠洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度珠洲市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 358 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 335,518 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 28 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		120,217	358	120,575
	1 繰入金	120,217	358	120,575
歳入合計		335,160	358	335,518

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 後期高齢者健康診査		15,407	358	15,765
	1 後期高齢者健康診査	15,407	358	15,765
歳出合計		335,160	358	335,518

水 道 事 業 会 計

令和 5 年度珠洲市水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度珠洲市水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 3 2 6， 5 6 9 千円」を「不足する額 3 3 0， 5 6 9 千円」に、
「過年度分損益勘定留保資金 2 4 9， 2 9 9 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 2 5 3， 2 9 9 千円」に
改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第 1 款 上水道事業資本的支出	5 8 4， 9 4 1 千円	4， 0 0 0 千円	5 8 8， 9 4 1 千円
第 1 項 上水道建設改良費	3 5 5， 7 1 3 千円	4， 0 0 0 千円	3 5 9， 7 1 3 千円

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

珠洲市長 泉 谷 満 寿 裕

下 水 道 事 業 会 計

令和 5 年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度珠洲市下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 5 年度珠洲市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の
予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	8 0 8, 3 9 8 千円	2 4, 0 0 3 千円	8 3 2, 4 0 1 千円
第 1 項 営 業 収 益	1 9 8, 3 9 4 千円	1 2, 2 1 8 千円	2 1 0, 6 1 2 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	6 1 0, 0 0 4 千円	1 1, 7 8 5 千円	6 2 1, 7 8 9 千円
支 出			
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	8 0 8, 3 9 8 千円	2 4, 0 0 3 千円	8 3 2, 4 0 1 千円
第 1 項 営 業 費 用	7 5 3, 6 8 2 千円	2 4, 0 0 3 千円	7 7 7, 6 8 5 千円

（他会計からの補助金）

第 3 条 予算第 8 条中「3 6 4, 5 3 5 千円」を「3 7 6, 3 2 0 千円」に改める。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

珠洲市長 泉 谷 満 寿 裕